

山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅指定管理者の候補者について

山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅指定管理者の候補者については、下記のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅
2 指定の期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
3 指定管理者の候補者	名称：山梨県住宅供給公社 住所：甲府市丸の内1丁目6番1号
4 候補者の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塩部第一団地ほか12団地の特定公共賃貸住宅及び塩部第一団地ほか12団地の準特定優良賃貸住宅は、同一団地内の県営住宅と混在しており、これらを一体的に管理するため、公営住宅法に基づく管理代行者となる山梨県住宅供給公社を公募によらず指定管理者の候補者としてすることとした。 ・ 事業計画書等の提出を受けその内容を審査したところ、公社が管理する県営住宅と一体的に管理することにより、収入超過者に空き家を紹介・斡旋するなど多様なニーズに対し、適切かつ効率的な対応が可能である。 ・ 入居の申込みや各種承認申請に対する速やかな決定、空き家期間の短縮、営業時間の延長、休日営業の実施等により県民サービスの向上が期待でき、施設の効用を十分に発揮できるものと認められる。 ・ 夜間・休日の家賃納入指導の実施や退去者に対する取り組みも提案されており、きめ細やかな滞納者対策による収入の確保が期待できる。 ・ 収支計画については、人件費の抑制方針が示され、修繕費等についても経費の縮減を図ることとしており、これまでの運営実績からその実現性は高い。 ・ 対象施設を管理開始時から適正に管理・運営してきており、安定的な運営が可能な人的能力を有しているものと認められる。
5 提案価格	86,746千円 (参考：5か年の平均17,349千円)

※ 選定結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。